

第 15 回

岩手中部水道企業団議会臨時会

会 議 録

令和 元 年 8 月 19 日 開 会

令和 元 年 8 月 19 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

第15回岩手中部水道企業団議会臨時会会議録

1 開会 令和元年8月19日 (月曜日) 午後4時00分

2 閉会 令和元年8月19日 (月曜日) 午後4時35分

3 議事日程

日時 令和元年8月19日 (月曜日) 午後4時06分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 仮議席の指定

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 現金出納検査の報告

第6 報告第1号 平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

第7 議案第6号 除雪車の物損事故に係る補償に関する専決処分について

第8 議案第7号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員 (12名)

1番	横田忍君	2番	若柳良明君
3番	菊池勝君	4番	平野明紀君
5番	櫻井肇君	6番	本館憲一君
7番	藤原伸君	8番	佐藤恵子君
9番	浅沼有朋君	10番	及川ひとみ君
11番	熊谷浩紀君	12番	武田勝君

6 欠席議員 (なし)

7 会議録署名議員

7番	藤原伸君	8番	佐藤恵子君
----	------	----	-------

8 説明のため出席した者

企業長 高橋敏彦君

副 企 業 長	上 田 東 一 君
〃	熊 谷 泉 君
〃	及 川 義 明 君
監 査 委 員	高 橋 守 君
〃	戸 來 喜美雄 君
局 長	佐 藤 三千代 君
技 監	小田島 敏 之 君
総 務 課 長	木 村 仁 君
経 営 企 画 課 長	久保田 幸 喜 君
給 配 水 課 長	小 原 良 朋 君
工 務 課 長	八重樫 和 博 君
浄 水 課 長	及 川 賀 生 君
経営企画課課長補佐	照 井 秋 彦 君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	齋 藤 賢 也 君
花巻市市民生活部長	布 臺 一 郎 君
紫波町建設部長	柳 澤 徹 君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記 (総務課課長補佐)	平 賀 聡 樹 君
書 記 (総務課総務係長)	菅 原 健 志 君

午後 4時00分 開会

○議長（武田 勝君） 本日は大変御苦労さまでございます。

開会に先立ちまして、去る5月9日に北上市長が企業長として再任され、またこのたび当企業団議会を構成しております紫波町の議会議員の改選と、北上市議会から選出されております議員の欠員に伴う新たな議員の選出、また4月1日付で企業団職員への辞令交付がございましたので、この際、改めて局長から企業団の企業長、副企業長、監査委員、構成市町の職員及び企業団職員の紹介をお願いいたします。局長。

○局長（佐藤三千代君） それでは、執行機関から紹介いたします。

最初に、企業長高橋敏彦北上市長でございます。

次に、副企業長上田東一花巻市長でございます。

副企業長熊谷泉紫波町長でございます。

副企業長及川義明北上市副市長でございます。

次に、企業団監査委員の高橋守監査委員でございます。

同じく、戸來喜美雄監査委員でございます。

次に、構成市町の職員を紹介いたします。

北上市、齋藤賢也生活環境部長でございます。

○北上市生活環境部長（齋藤賢也君） よろしく申し上げます。

○局長（佐藤三千代君） 花巻市、布臺一郎市民生活部長でございます。

○花巻市市民生活部長（布臺一郎君） よろしくをお願いいたします。

○局長（佐藤三千代君） 紫波町、柳澤徹建設部長でございます。

○紫波町建設部長（柳澤 徹君） よろしく申し上げます。

○局長（佐藤三千代君） 続きまして、企業団職員を紹介いたします。

技監の小田島敏之です。

○技監（小田島敏之君） よろしく申し上げます。

○局長（佐藤三千代君） 技監という職でございますが、今年度新たに設置された職になります。

総務課長の木村仁です。

○総務課長（木村 仁君） よろしくをお願いいたします。

○局長（佐藤三千代君） 経営企画課長の久保田幸喜です。

○経営企画課長（久保田幸喜君） よろしく申し上げます。

○局長（佐藤三千代君） 給配水課長の小原良朋です。

○給配水課長（小原良朋君） よろしく願いいたします。

○局長（佐藤三千代君） 工務課長の八重樫和博です。

○工務課長（八重樫和博君） よろしく願いします。

○局長（佐藤三千代君） 浄水課長の及川賀生です。

○浄水課長（及川賀生君） よろしく願いします。

○局長（佐藤三千代君） 経営企画課課長補佐の照井秋彦です。

○経営企画課課長補佐（照井秋彦君） よろしく願いします。

○局長（佐藤三千代君） 総務課課長補佐の平賀聡樹です。

○書記（総務課課長補佐）（平賀聡樹君） よろしく願いします。

○局長（佐藤三千代君） 総務課総務係長の菅原健志です。

○書記（総務課総務係長）（菅原健志君） よろしく願いします。

○局長（佐藤三千代君） 最後に、私、局長の佐藤三千代でございます。どうぞよろしくお願い
いたします。

以上で紹介を終わります。

○議長（武田 勝君） 次に、議員各位の自己紹介をお願いいたします。

着席されている順番に1番から順次、出身地と氏名をお願いいたします。

（自己紹介）

○議長（武田 勝君） ありがとうございました。

私は議長の武田勝です。北上市議会です。よろしくお願いいたします。

午後 4時06分 開議

○議長（武田 勝君） それでは、ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第15回岩手中部水道企業団議会臨時会を開会いたし
ます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○議長（武田 勝君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

北上市議会及び紫波町議会から新たに選出されました議員の仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（武田 勝君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定します。

議席番号及び氏名を局長に朗読させます。局長。

○局長（佐藤三千代君） それでは、議席番号及び氏名を朗読いたします。

9番浅沼有朋議員、10番及川ひとみ議員、11番熊谷浩紀議員。以上でございます。

○議長（武田 勝君） ここで、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第15回岩手中部水道企業団議会臨時会開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、4月に行われました北上市長選挙におきまして再選いただき、5月9日の構成市町長会議において企業長に選任していただきました。引き続き議員各位を初め、構成市町の皆様には、御指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、6月30日に執行されました紫波町議会議員選挙において、めでたく当選されました浅沼議員、及川議員には心からお祝いを申し上げます。

あわせて、このたび北上市議会から選出された熊谷議員におかれましても、今後の企業団運営に対しまして御指導賜りますようお願いを申し上げます。

ことしもまた各地で大きな災害が発生しております。6月18日には山形県沖で最大震度6強の地震が発生いたしました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

また、6月下旬から7月上旬にかけて、梅雨前線に伴う記録的な大雨が西日本を中心に降り続き、九州地方を中心に床下浸水等の家屋の被害が発生しました。尊い命を失われた方々の御冥福をお祈りするとともに、改めて被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

あわせて被災地におきましては、救援や復旧作業などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、被災地の皆様の安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、道路交通法違反に係る事案により職員の処分を行いましたので、御報告申し上げます。

被処分者は、課長補佐級の職員であります。被処分者は、平成30年7月9日に花巻市道を私用で自家用車を運転し、走行中の相手方車両と正面衝突する交通事故を起こし、同乗者と相手

方に傷害を負わせたものであります。その結果、被処分者は、人身事故及び安全運転義務違反並びに過失運転致傷として行政処分を受けたものであります。

このことは、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に当たるものであり、同法第29条第1項第3号の規定に基づき、懲戒処分の基準に照らし、減給10分の1、1カ月の懲戒処分に付したものであります。

このような事態を受け、7月8日に綱紀の保持と交通事故防止について、全職員に注意喚起したところであり、今後、交通法規の遵守、交通安全意識の一層の徹底を図ってまいります。

次に、当企業団の運営状況についてであります。水道を取り巻く環境は、人口減少や節水機器の普及による給水収益の減少、施設の大量更新期の到来に伴う更新費用の増大、あるいは前述した地震や記録的な大雨による豪雨被害といった大規模な自然災害へ対応可能な危機管理体制の構築が求められているなど、極めて厳しい状況下にあります。

そのような中、当企業団は、本年4月に創設6年目を迎えました。水道ビジョン策定から4年目を迎える令和元年度は、水道ビジョンの中間見直しの検討に取りかかるとともに、昨年度に引き続き水道ビジョンに掲げる実施施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した事業の実施や効果的な資金運用に努めるなど、引き続き経営基盤の強化を図ってまいります。

結びに、議員各位並びに構成市町住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

7番藤原伸議員、8番佐藤恵子議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 5 現金出納検査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第 5、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課総務係長）（菅原健志君） 現金出納検査の結果を報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計、平成31年 1 月分から令和元年 6 月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第 6 報告第 1 号 平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（武田 勝君） 日程第 6、報告第 1 号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました報告第 1 号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算第 4 条中の建設改良費のうち、大迫中央浄水場自家発設備設置監理業務委託475万2,000円、大明神浄水場築造工事に伴う通信設備移転工事補償26万2,000円、水道広域化促進事業21億3,307万2,000円を地方公営企業法第26条第 1 項の規定により、令和元年度に繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により、報告するものがあります。

なお、大迫中央浄水場自家発設備設置監理業務委託につきましては、本年12月の完了を予定しており、大明神浄水場築造工事に伴う通信設備移転工事補償につきましては、既に完了して

おります。

また、水道広域化促進事業につきましては、未契約工事も含め、37件の工事を一括して繰り越したのですが、河川管理者との協議に時間を要している1件を除きまして、8月中に全て契約を行う見込みであり、いずれの工事も年度内の完了を予定しております。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。5番櫻井議員。

○5番（櫻井 肇君） 5番櫻井肇であります。

1点、お伺いいたします。

この水道広域化促進事業の内容は今お聞きいたしました、ここに入札不調、あるいは入札辞退ということで繰り越したということですが、これについてもう少し立ち入ってその内容、あるいは実態等についてお伺いしたいと存じます。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えをいたします。

手元に今資料がございませんのでそろい次第、御報告したいと思います。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井議員。

○5番（櫻井 肇君） これ、私、すぐ御回答があるかと思ったんですが、別にあれだからどうだということでもないんですが、非常に気になるのが入札不調、あるいは入札辞退というふうに広域化促進事業ではあるものですから、昨今、この事業にかかわらず、またどんな部門にもかかわらず非常に気になっているところでありまして、それが一体どうなっているのかなあということでお聞きしたわけなんです、こういう場合は多分そういう質問はあるだろうということで、答弁の御準備をぜひしてほしいなというふうに思うものであります。

それでは、角度を変えてお伺いいたしますが、これについてはそうしますと、37件一括で繰り越し、37件であったが、年度は繰り越してしまいましたが、年度内には事業は着手されるというふうにお聞きしたんですが、確認のためお伺いいたします。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 大変申しわけございませんでした。

件数等々について手元に資料がないということですが、入札不調等の状況でございますが、現在、北上市の大規模事業であったり、あるいは矢巾町でも岩手医大であったり、そのほか民間での事業が進行しておりまして、そのために職人がいないであるとか、あるいは資材の手配ができないであるとか、そういったことが主な内容で入札不調になったものでございます。

件数について手元に資料がないということでしたので、それについては後で御報告をさせていただきます。

○議長（武田 勝君） 5 番櫻井議員。

○5 番（櫻井 肇君） これは、ですから全部の事業が抱えている問題なんですね。いわゆる人手不足等でございます。だから、全く理解できないわけではもちろんないんですが、今後の推移、見通しといたしまして、やはりこのように俗に言う人手不足等で入札の不調や辞退というようなことが今後も起こり得るといことの見通しでございましょうか。その点、お伺いいたします。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えいたします。

今年度、令和元年度につきましては、入札は順調に進捗をしております、不調というものは1件、2件というところでございます。

今後につきましても、大型事業が落ちついてきたと考えられますので、入札の不調等は余り見込まれないと考えてございます。以上です。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんでしょうか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 議案第6号 除雪車の物損事故に係る補償に関する専決処分について

○議長（武田 勝君） 日程第7、議案第6号、除雪車の物損事故に係る補償に関する専決処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程になりました議案第6号、除雪車の物損事故に係る補償に関する専決処分について、提案の理由を申し上げます。

事故の概要は、平成31年2月9日午前4時ごろ、北上市内の県道の歩道上におきまして、北上市発注の除雪作業中の相手方除雪車が、前日に給配水課職員が同歩道内の漏水確認作業で使用了後にしまい忘れたハンマーを除雪車に巻き込み、作動機械等を破損させたものであります。

補償の内容は、過失割合を企業団100%で、相手方の損害額137万3,760円を支払うこととし、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る平成31年4月3日、専決処分したものであります。

なお、費用につきましては、営業費用の補償金から支出したものであります。

今般の事故は、作業後の工具の所在の確認を怠ったことが原因であり、深く反省しているところであります。

具体的な事故の再発防止策としまして、日々の朝礼での注意喚起とそれぞれの車両に積載しております工具等のチェックリストを作成し、現場での作業終了の際に確認作業を徹底するというようにしております。

よろしく御審議の上、原案のとおり御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。10番及川議員。

○10番（及川ひとみ君） 今、再発防止にチェックリストを行うというふうに説明がありましたけれども、それではこの事故が起きたときには、こういった状況でそのハンマーを持ち歩いていたのか。ケースか何かに入れて歩いているのであれば戻すということがあったのかなと思いますけれども、こういった状況だったのかお聞きしたいと思います。

それから、損害賠償が営業費用の補償金から支払うということでしたけれども、現在、その補償金の額というのはどれくらいの予算をとっていて、残額が幾らになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 小原給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 給配水課長の小原です。よろしくお願いいたします。

まずハンマーにつきましては、公用車に、かごの中に入れておいて作業をしておりました。当日は積雪もあって、またほかの場所にも行かなくてはいけなかったのも、急いで置き忘れてしまった状況です。

あと予算については、とりあえず仮ということで、仮置きで1,000円を計上しておりました。以上です。

○議長（武田 勝君） 10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） こういった失敗というのはあることかもしれませんが、私がかかっているのは、その職員の方がそれを余り気にして、業務に支障が出ないようなフォローとかもあわせてしてほしいなというふうに思います。かなりの金額のことになりましたので、そのところを再発防止と、それから職員へのフォローもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（佐藤三千代君） 職員のケアにつきましては、課員全員でミーティング等を行いまして、再発防止ということで、今後このようなことがないように皆で気をつけるという体制で当

たっておるところでございます。

○議長（武田 勝君） 2 番若柳良明議員。

○2 番（若柳良明君） 2 番の若柳です。

こういう場合の例えば共済制度とか何かはないでしょうか。それから、ちょっと内容が違うわけではありますけれども、自動車事故の場合なんかの取り扱いについてもあわせてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 小原給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 給配水課の小原です。

加入している保険は、日本水道協会水道賠償責任保険、これについての対象は、水道施設、主に浄水施設と管路施設になります。あと、公益財団法人の全国市有物件災害共済会は対象公用車と浄水施設等の建物になっておりまして、今回はその対象にならなかったということになります。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 6 号、除雪車の物損事故に係る補償に関する専決処分についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 7 号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第 8、議案第 7 号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第 7 号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、水道料金及び加入金を改定するとともに水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者指定更新手数料を定め、指定給水装置工事

事業者指定手数料を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は令和元年10月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） 今説明いただきましたけれども、2ページ目になりますが、指定給水配置工事事業者の指定の料金が、この改正後は引き下げになっているんですけれども、その理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 小原給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 今回、水道法の改正に伴って指定更新制度というのが設けられました。それに伴って、5年に1回という更新になっております。

今回、その更新に伴いまして、日本水道協会から示された指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドラインというのが示されまして、その中で手数料算定例として参考試算の事例がありまして、それに基づいて試算した結果、1万1,000円となったものです。

○議長（武田 勝君） よろしいでしょうか。そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 先ほどの入札不調の関係で件数を申し上げたいと思います。

平成30年度の入札全体の件数が158件ございました。

今回の繰り越しは37件ということでございますが、内訳といたしまして、入札の中止が18件、入札の不調が11件、計29件でございますが、その差し引き8件につきましては、設計の見直し

であるとか、管理者との協議が調わなかったため、そもそも入札まで至らなかったものという
ことで御報告をさせていただきます。

○議長（武田 勝君） それでは、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第15回岩手中部水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 武 田 勝

岩手中部水道企業団議会議員 藤 原 伸

岩手中部水道企業団議会議員 佐 藤 恵 子

